

国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター運営規則

平成20年11月1日

20環規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第6条の規程に基づき、国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学における環境安全衛生活動を円滑かつ確実に推進するため、環境安全衛生にかかる業務を集約し、また、指示、命令及び情報伝達を明確にすることにより、本学における環境安全レベルの向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 健康安全対策等の策定、指示及び実行
- 二 環境保全対策等の策定、指示及び実行
- 三 危機管理体制・対策の策定、指示及び実行
- 四 環境管理施設の管理及び運営
- 五 その他環境安全衛生に関すること

(センター長)

第4条 環境安全管理センター長(以下「センター長」という。)は、原則として本学の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長の選考)

第5条 センター長の選考は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。

2 その他センター長の選考方法について必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

第6条 センターに副センター長を置き、センター長を補佐する。

2 センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代理する。

3 副センター長は第10条の運営委員会の議に基づき、センター長が指名する。

4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任の残任期間とする。

(施設の設置)

第7条 センターに、次の各号に掲げる施設を置き、第3条第四号に係る業務を行う。

一 環境管理施設

2 施設の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

(兼務教員及び兼務職員)

第8条 第3条に規定する業務を遂行するため、センターに兼務教員及び兼務職員を置く。

2 兼務教員及び兼務職員は、第10条の運営委員会の議を経て、学長が発令する。

(専門職員)

第9条 第3条に規定する業務を遂行するため、センターに専門職員を置く。

(運営委員会)

第10条 センターの事業の運営のため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 健康安全対策等の策定等に関する事項
- 二 環境保全対策等の策定等に関する事項
- 三 危機管理体制・対策の策定等に関する事項
- 四 その他センター運営に関する事項

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 環境管理施設管理主任
- 四 放射線安全管理小委員会委員長
- 五 特定生物安全管理小委員会委員長
- 六 兼務教員 3人
- 七 農学府・農学部から選出された講師以上の教員 2人
- 八 工学府・工学部から選出された講師以上の教員 2人
- 九 生物システム応用科学府から選出された講師以上の教員 1人
- 十 キャンパス整備チームリーダー
- 十一 その他委員会が認めた者

2 前項に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状の提出を以って委員の出席とすることができる。
- 5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 6 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

（事務）

第13条 本規則第3条に規定する事業の他、センターに関する事務は関係部局、総務チーム、人事チーム、学生支援チーム、府中地区会計チーム及び小金井地区会計チームの協力を得て、第9条に規定する専門職員及びキャンパス整備チームが処理する。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 平成20年11月1日付けでセンター長となる者は、本学の理事（環境安全担当副学長）をもって充て、任期は平成21年3月31日までとする。
- 3 前項に掲げるセンター長が任期満了となった際の後任者の任期については、2年間とする。
- 4 この規則の施行に伴い、国立大学法人東京農工大学環境管理施設運営規則（16環 経教 規則第1号）は、廃止する。